

令和8年度重点的に取り組む事項について



令和8年度第1回全国健康保険協会沖縄支部評議会
(令和8年7月22日)

➤ 令和8年度重点的に取り組む事項について(業務グループ)

1. 業務処理体制の強化と業務改革の徹底

【取組内容】

- (1)業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め生産性の向上を図る。
- (2)業務の標準化・簡素化の徹底と職員の意識改革を促進する。
- (3)業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を実施し、事務処理誤り発生防止に努める。

2. サービス水準の向上

【取組内容】

- (1)すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード：10日間)100%達成を遵守することとし、平均所要日数7日以内を維持する。
- (2)加入者の利便性向上や負担軽減の観点から電子申請を促進する。
- (3)相談業務の標準化や品質の向上を推進し、相談・照会に的確に対応する。

3. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

【取組内容】

- (1)医療DXの基盤であるマイナ保険証について、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。
- (2)加入者の利便性の向上や負担軽減の観点からスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。

➤ 令和8年度重点的に取り組む事項について(レセプトグループ)

1. レセプト内容点検の精度向上

【 取組内容 】

- (1) システムによる自動点検のマスタ等について、点検員全員で意見を出し、毎月更新する。また、自支部のみならず他支部の査定事例も参照してマスタ等に反映させ、点検精度の向上を図る。
- (2) 点検員による目視点検の主軸を高点数レセプトに置き、他支部の査定事例や入院・高額薬剤等に着目した点検を実施する。
- (3) 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示し査定となるよう努めるとともに、毎月の協議の場で協会の知見をフィードバックする。
- (4) 診療報酬改定年度にあたることに留意しつつ、勉強会や研修をよって点検員のスキル・知識を向上させ、効果的な点検実施に繋げる。
- (5) 資格点検、外傷点検について、全国標準処理手順をベースに着実かつ効率的に実施する。

2. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

【 取組内容 】

- (1) 発生した債権(返納金、損害賠償金等)について、速やかな全件調定・納付書送付を徹底する。
- (2) 保険者間調整を積極的に活用するとともに、法律事務所への委託による弁護士催告件数の量的拡大と強制執行を視野に入れた法的手続の実行によって、債権回収率の向上を図る。
- (3) 交通事故等の第三者行為に起因する損害賠償金債権は、損害保険会社または加害者本人等に対して早期の折衝を企図し、より確実な回収に繋げる。

➤ 令和8年度重点的に取り組む事項について(保健グループ)

1. 健診関係

【取組内容】

(1) 事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えの推進【事業所・被保険者への働きかけ】

- ① 生活習慣病予防健診の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、受診履歴や対象者の年齢など特性に応じた個別の受診勧奨、生活習慣病予防健診の有益性について事業主に周知することで生活習慣病予防健診への切り替えを促進する。
- ② 人間ドック健診実施機関、並びに生活習慣病予防健診実施機関の拡大に向けた取り組みを行う
- ③ 地域性を考慮し、離島における協会主催の集団健診を開催する。

(2) 事業者健診結果データ提供の推進【事業所等への働きかけ】

- ① 外部委託を活用し、提供に同意のある事業所からの確実な取得に取り組む。
- ② 健診機関との事業者健診結果データ提供に係る契約締結を推進し、健診機関を通じたデータ取得を促進する。

(3) 協会主催の集団健診の実施【被扶養者への働きかけ】

- ① 開催場所や開催時間など、被扶養者の利便性を考慮した協会主催の集団健診(まちかど健診)及び、地域性を考慮し離島における協会主催の集団健診を開催する。
- ② 加入者の属性や受診履歴等の特性に応じた受診勧奨、事業主と連携した受診勧奨を行う。
- ③ 健診体系の見直しとして令和9年度から実施する被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

➤ 令和8年度重点的に取り組む事項について(保健グループ)

2. 保健指導関係

【取組内容】

(1) 特定保健指導実施率向上の取り組み【事業所・被保険者への働きかけ】

- ① 健診と保健指導を一貫して受けるメリットを説明し、健診当日の保健指導を推進する。
- ② 保健指導の利用機会を確保するため、情報通信技術を活用した保健指導を拡充する。

(2) 特定保健指導中断率減少に向けた取り組み【特保実施機関への働きかけ】

- ① 保健師・管理栄養士の稼働の量的拡大を図るとともに、外部委託機関との適切な業務配分を行い、指導機会の確保を図る。
- ② 特定保健指導の中断率等、データに基づく実施機関のヒアリングや意見交換を実施し、実施機関の質の向上を図る。

(3) まちかど特定保健指導等の実施【被扶養者への働きかけ】

- ① 「まちかど健診」及び離島における協会主催の集団健診において健診当日の保健指導を推進する。
- ② セミナー等における来所型面談、市町村と連携した「健診結果説明会」等、加入者の特性やニーズ、利便性を考慮した保健指導を推進する。

(4) 重症化予防事業【被保険者・被扶養者への働きかけ】

- ① 生活習慣病予防健診、事業者健診、特定健診の結果から、血圧・血糖・LDLコレステロールの値で要治療と判断される未治療者に対する受診勧奨を直営及び委託事業を活用して実施する。
- ② 糖尿病治療中のコントロール不良者に対する保健指導を委託を活用して実施する。

➤ 令和8年度重点的に取り組む事項について(企画総務グループ)

1. コラボヘルスの推進

【取組内容】

健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「うちなー健康経営宣言」事業を展開し、宣言事業所への健康サポートを行うことにより、事業主等の健康づくり意識の醸成、加入者の健康増進の向上を図ることを基本に以下の取組を推進する。

(1)事業所で取り組む禁煙サポート事業の実施

(沖縄県薬剤師会、沖縄県保健医療福祉事業団、協会けんぽ3者連携による事業所支援)

令和7年度は参加者の31%と高い禁煙率が得られるなど、健康改善、医療費適正化に効果的であり、8年度も引き続き、関係機関と連携し、事業を推進する。

また、国立がん研究センターと連携し、禁煙の取り組みを掲げている宣言事業所担当者及び禁煙支援薬局の薬剤師と共同しながら、事業の評価・改善を行うことで、禁煙支援の質の向上と持続可能な体制構築を目指す。

(2)5者協定に基づく取組の推進

(沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ沖縄支部)

5者協定に基づく取組として、引き続き、宣言事業所の拡大、健診受診勧奨及び特定健診データ化を推進する。また、Ⅱ度以上の高血圧未治療者がいる宣言事業所に対し、5者連名で、対象者への受診勧奨を協力依頼する文書を発送し有所見率の改善を図るほか、「沖縄脳卒中中心臓病等総合支援センター」と連携したポピュレーションアプローチを行い、ヘルスリテラシーの向上を図る。

(3)健康保険委員の活動強化

健康づくりのための情報発信や健康保険に関する手続きを行う等、事業所と協会けんぽの架け橋としての役割を担う「健康保険委員」の活動を強化していくため、健康保険委員未設置事業所を対象に、文書や訪問による委嘱勧奨を実施する。また、健康宣言事業に関する好事例集の発行、健康づくりや健康保険制度に関するYoutubeを活用した研修会を開催し、健康保険委員の活動を強化することで、コラボヘルスの推進につなげる。

➤ 令和8年度重点的に取り組む事項について(企画総務グループ)

2. 広報の取組方針

【取組内容】

協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者や事業主に正確に理解していただくことが必要である。令和8年度は、以下の「支部広報計画」に基づき取り組む。

(1)協会及び協会の事業に関する認知度の向上(以下の最重点広報を中心に取り組む)

①令和9年度保険料率改定(インセンティブ制度の周知を含む)

保険料率設定の仕組みやインセンティブ制度等について、県内全域へ広く周知する。

②健診体系の見直し(現役世代への健診事業の拡充)

令和8年度からの新しい健診(人間ドック、節目健診など)を周知し健診受診を促す。また、令和9年度より実施する被扶養者の健診体系見直しについて広く周知する。

③健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり

協会の価値や意義をメッセージとして伝える広報(ブランディング広報)を実施し、協会及び協会の役割への関心・共感を高めていく。

④電子申請・けんぽアプリの利用促進

電子申請のメリットや利用方法等の継続的な周知、及び電子申請利用の際にけんぽアプリのダウンロードを推奨するなど利用促進を図る。

(2)その他の重点広報事項

①コラボヘルス

「うちなー健康経営推進団体」や「宣言事業所」と連携し、保健事業の取組を周知することで事業参加を促す。

②重症化予防

受診勧奨事業の周知及び、5者協定の連携事業である高血圧の取組を周知する。

③LINEの利用促進

直接加入者に届けることができる広報媒体として有効活用するため、友だち獲得のための広報を行う。

④マイナ保険証の利用促進

マイナ保険証の利用率向上のため、あらゆる機会を捉えた広報を行う。

※「支部ごとに設定」したKPIについては赤字で表記

【基盤的保険者機能の盤石化】

具体的施策	令和8年度 KPI	令和7年度 KPI
1. サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする （※）※サービススタンダードの達成状況については令和5年の決定件数が年間200万件を超える規模であることを踏まえ、KPI実績は、小数点第3位を四捨五入して評価する。 ② サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する ③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する ③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする
2. レセプト点検の精度向上	① 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 ② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	① 協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
3. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

【保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備】

具体的施策	令和8年度 KPI	令和7年度 KPI
1. 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

【戦略的保険者機能の一層の発揮】

具体的施策	令和8年度 KPI	令和7年度 KPI
1. 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする ② 生活習慣病予防健診実施率を68.8%以上とする ③ 事業者健診データ取得率を7.0%以上とする ④ 被扶養者の特定健診実施率を33.1%以上とする	① 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする ② 生活習慣病予防健診実施率を68.5%以上とする ③ 事業者健診データ取得率を7.0%以上とする ④ 被扶養者の特定健診実施率を32%以上とする
2. 特定保健指導実施率及び質の向上 i) 特定保健指導実施率の向上 ii) 特定保健指導の質の向上	① 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする ② 被保険者の特定保健指導実施率を37.1%以上とする ③ 被扶養者の特定保健指導実施率を18.3%以上とする	① 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする ② 被保険者の特定保健指導実施率を35.6%以上とする ③ 被扶養者の特定保健指導実施率を16.9%以上とする
3. 重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする （※）胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く
4. コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を2,120事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数	健康宣言事業所数を2,080事業所以上とする
5. 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用	① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※2）80%以上を維持するとともに、協会全体でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※2）を、年度末時点で対前年度以上とする （※2） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする ② 協会全体でバイオシミラーに80%（※3）以上置き換わった成分数が全体の成分数に占める割合を対前年度（※4）以上とする （※3） 数量ベース（※4）成分数ベース ③ 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を対前年度以上とする	① 全支部で、2024年度パイロット事業を横展開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する ② ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度末以上とする
6. 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	① ホームページユーザー数（1日当たりホームページ訪問者数の合計）を対前年度以上とする ② 全支部でSNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う ③ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.9%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする	① 全支部でSNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.9%以上とするとともに委嘱事業所数を対前年度以上とする